

東毛ワクチン接種センターにおける企業・団体接種について

医療従事者が確保できない等の理由により、国や県の職域接種事業を活用できない企業や団体等を対象として、東毛ワクチン接種センターにおける集団接種を実施します。

場所：東毛ワクチン接種センター（旧葦川西小学校）太田市安良岡町 51 ※駐車場あり

時期：概ね 9 月下旬～ 1 1 月上旬頃を予定（2 回目接種を含む）

受付時間：午前（9:00～11:30）、午後（13:00～15:30）、夜間（17:30～20:00）

使用ワクチン：モデルナ製（接種間隔 4 週間、対象年齢は満 18 歳以上）

○ 申込要件

- (1) 東毛地域（桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）に設置されている企業又は団体等であること
- (2) 被接種者 20 人以上（同居家族含む） ※複数企業・団体の集合体でも可能です
- (3) 複数企業・団体の場合、県域団体もしくは代表となる企業・団体で接種希望者の取りまとめ等の事務手続きを行うこと
- (4) 接種希望者リスト提出時に市町村から接種券の交付を受けていること
※基礎疾患のある方や、アレルギーが起こるおそれがある方などは、かかりつけ医での接種を御検討願います。

○ 申込の手続き

- (1) 企業・団体単独で申込み場合
 - ・企業・団体における接種希望者が人数要件を満たす場合は、「別紙 2：東毛ワクチン接種センターにおける企業・団体接種申込書」を県営ワクチン接種センター運営課へ提出
- (2) 企業・団体が集合体で申込み場合
 - ①代表となる企業・団体が取りまとめる方法
 - ・複数の企業・団体で人数要件を満たす場合は、代表となる企業・団体が集合体の企業・団体の接種希望者を取りまとめ、「別紙 2：東毛ワクチン接種センターにおける企業・団体接種申込書」を県営ワクチン接種センター運営課へ提出
 - ②県域団体が取りまとめる方法
 - ・県域団体は所管する各企業・団体の接種希望者を取りまとめ、人数要件を満たす場合は、「別紙 2：東毛ワクチン接種センターにおける企業・団体接種申込書」を県営ワクチン接種センター運営課へ提出

○ 申込後の流れ

- (1) 県営ワクチン接種センター運営課が接種日時（1 回目及び 2 回目）を決定し、申込の

- あった企業・団体又は取りまとめ団体へ提示。あわせて接種希望者リスト（様式）を送付
- (2) 団体等は、接種希望者リスト（氏名、生年月日、年齢、住所、接種券番号等を記載）を指定する期日（接種日の概ね5日前）までに県営ワクチン接種センター運営課へ提出。
- なお、リストについては20名単位でご入力ください。20名以上を超えた際の端数分は、端数分をそのままご入力いただいて構いません。

○ 申込先

下記担当あてメールにて御提出ください。

メールアドレス：sesshuse@pref.gunma.lg.jp

○ 申込期限

令和3年9月24日（金）

※申込をいただいた順に、接種日時を決定します。

○ 留意事項

- ・ワクチン接種を受けることは強制ではありません。本人の意思を確認するとともに、接種を強制したり、接種の有無によって差別的な扱いが発生したりすることのないようお願いいたします。
- ・申込の際は、他の予約と重複していないことを必ず御確認いただきますようお願いいたします。

担当：群馬県 県営ワクチン接種センター運営課
接種センター第一係 竹之内
メール：sesshuse@pref.gunma.lg.jp
電話番号：027-226-3748